

令和8年第7回教育委員会議事録

開催日時 令和8年7月23日（木）

午前9時30分～午前10時50分

場所 八潮市役所会議室4-2

出席者	教 育 長	井 上 正 人
	教育長職務代理者	加 藤 正 道
	委 員	木 下 史 江
	委 員	高 橋 洋 一
	委 員	橋 本 珠 美
事務局出席者	教 育 部 長	千 葉 靖 志
	教 育 部 理 事	猪 原 誠 一
	教育部副部長兼社会教育課長	倉 林 昌 也
	教育部参事兼文化財保護課長兼資料館長	横 山 道 男
	教育部副部長兼保健給食課長	山 内 修
	教 育 総 務 課 長	松 本 啓 介
	新設小学校準備室長	柳 町 貴 栄
	新設小学校準備室主幹	古 川 剛
	社会教育課主幹兼公民館長兼図書館長	藤 田 啓 介
	文化財保護課副課長兼文化財保護係長	関 絵 美
	保 健 給 食 課 主 幹	竹 田 紘 子
	小中一貫教育課長	山 口 朋 幸
	小中一貫教育課主幹	坪 田 桂 樹
	教育総務課庶務係長	関 根 郁 也
	教育総務課庶務係育休代替任期付職員	鈴 木 智 子

《開会の言葉及びあいさつ》 井上教育長

《会議事項》

1. 会議録の承認について

(1) 令和8年第6回教育委員会定例会分

[出席教育委員全員が承認]

2. 教育長諸報告について [別紙のとおり]

3. 議 題

議案第36号 八潮市指定管理者候補者選定委員会委員の委嘱について

[説明者 松本教育総務課長]

八潮市指定管理者候補者選定委員会委員に別紙の者を委嘱したいので、八潮市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第7条第1項の規定により議決を求める。

令和8年7月23日提出

八潮市教育委員会教育長 井 上 正 人

提案理由 新たに八潮市指定管理者候補者選定委員会委員を委嘱したいため、この案を提出するものである。

(資料説明)

(質疑なし)

[教育長が採決を行い、出席委員全員の賛成により承認される。]

議案第 37 号 八潮市青少年健全育成審議会規則の一部を改正する規則について

[説明者 倉林教育部副部長兼社会教育課長]

八潮市青少年健全育成審議会規則（平成 21 年教委規則第 1 号）の一部を別紙のとおり改正したいので、議決を求める。

令和 8 年 7 月 23 日提出

八潮市教育委員会教育長 井 上 正 人

提案理由 委員の選出区分を整備したいので、この案を提出するものである。

（資料説明）

（質疑なし）

[教育長が採決を行い、出席委員全員の賛成により承認される。]

議案第 38 号 八潮市青少年健全育成審議会委員の委嘱について

[説明者 倉林教育部副部長兼社会教育課長]

八潮市青少年健全育成審議会委員に別紙の者を委嘱したいので、八潮市青少年健全育成審議会規則（平成 21 年教委規則第 1 号）第 2 条第 2 項の規定により、議決を求める。

令和 8 年 7 月 23 日提出

八潮市教育委員会教育長 井 上 正 人

提案理由 任期満了に伴い、新たに委員を委嘱したいので、この案を提出するものである。

（資料説明）

（質疑）

○橋本委員

公募により選任された横川さんは、年齢的にもお若い方であり、ぜひ協力したいとの意向を示されていますが、一方で、もともと以前から委員や町会の活動に携わっていた方なのではないでしょうか。

●倉林教育部副部長兼社会教育課長

特に委員や町会活動に携わっていたとは聞いておりませんが、青少年関係の活動に協力したいとの理由で応募いただきました。今後の活躍を期待しております。

[教育長が採決を行い、出席委員全員の賛成により承認される。]

議案第39号 八潮市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱について

[説明者 坪田小中一貫教育課主幹]

八潮市立小中学校通学区域審議会委員に別紙の者を委嘱したいので、八潮市立小中学校通学区域審議会規則第3条第1項の規定により議決を求める。

令和8年7月23日提出

八潮市教育委員会教育長 井 上 正 人

提案理由 人事異動等に伴い、この案を提出するものである。

(資料説明)

(質疑なし)

[教育長が採決を行い、出席委員全員の賛成により承認される。]

4. 各部課長報告・連絡事項

●千葉教育部長

私からは2点のご報告になります。

まず1点目、令和8年第3回八潮市議会定例会の会期及び日程(案)についてご説明いたします。会期は、令和8年9月1日から9月18日までの18日間でございます。9月1日に開会し、9月2日が一般質問の通告締切り、9月4日が総括質疑の通告締切りとなります。9月9日に総括質疑の本会議、翌9月10日に総務文教常任委員会が開催されます。一般質問の本会議は9月15日から17日までの3日間行われ、9月18日に閉会となります。

会期及び日程(案)については、以上でございます。

続きまして、市民の声ボックスの受付、令和8年6月教育委員会所管分ということで、3件ございますので各担当課長からご説明させていただきます。

●坪田小中一貫課主幹

小中一貫教育課所管分 No. 1 の市民の声ボックスについて、ご説明いたします。

内容といたしましては、就学援助と部活動を理由に学校を変更する内容をお聞きいただきました。回答を読み上げさせていただきます。「市の就学援助制度につきましては、世帯収入のみではなく、世帯人数を考慮した審査を行っております。一例として、保護者2人、小・中学生5人の計7人世帯の場合、年間の世帯収入は800万円程度が認定の目安となりますので、参考としていただければ幸いです。より詳細な内容を確認したい場合には、小中一貫教育課学務係までお問い合わせください。

また、中学校への就学につきましては、指定された学校に希望する部活動がない場合には、部活動を理由とした指定校変更を原則として認めております。一方で、他校の部活動の方が強いことなどを理由とした指定校変更は認めておりません。小学校6年生は、11月下旬に学校を通じて就学通知書を配付いたしますので、お手元に届きましたら、指定校変更の手続等についてご相談ください。」という旨回答させていただきました。

このお問い合わせの方は、就学援助申請を提出していただき、無事に認定が通りました。この方については、不認定にしていた訳ではなく、そもそも提出をしていなかった方になります。今回、具体的にお示ししたことで、ご提出していただきまして、4月にさかのぼって、認定をさせていただいたところでございます。

●松本教育総務課長

教育総務課所管分 No. 2 の市民の声ボックスについて、ご説明いたします。

「学童保育所の終了時間が18時半と19時半と場所によって異なります。草加市では19時まで、どこの学童も預けられるので八潮市はなぜ違うのでしょうか

か。どうか八潮市の学童が全て平等に 19 時半に変わりますように。」というメールでいただいたご質問でございます。

このご質問に対する回答の要旨でございますが、学童保育所のご利用に際し、ご不安やご負担をおかけしていることをお詫びしたうえで、学童保育所の月曜日から金曜日までの終了時間については、市の直営の学童保育所では午後 6 時 30 分まで、民間が運営する学童保育所では、6 ヲ所が午後 7 時 30 分まで、1 ヲ所が午後 7 時までとなっており、それぞれ終了時間が異なっている状況ですが、市直営の学童保育所の終了時間を延長する場合には、保育体制を維持するための人員の確保、運営条件の変更に伴う各学童保育所の現場対応、費用負担の在り方、各小学校との調整等の様々な検討事項があることをご説明しております。

しかしながら、市の直営の学童保育所の終了時間については、喫緊の課題であると認識しており、課題の解決に向けた検討を行っていることをご回答しております。

教育総務課分につきましては、以上でございます。

●山口小中一貫教育課長

小中一貫教育課所管分 No. 3 市民の声ボックスについて、ご説明いたします。「昨年度の事件で、指導がされないのはなぜか。」との投書ですが、こちらは、昨年度、八條図書館で発生いたしました、投書の送り主様と市内中学生数名とのトラブルに関するものです。次の通り回答させていただきました。

「ご指摘の事案につきましては、当時、学校において事実確認を行うとともに、その後は警察が対応することとなったため、本市及び学校は警察の対応に協力してまいりました。本市といたしましては、今後も必要に応じて関係機関と連携しながら、適切な対応に努めてまいります。今後とも、子どもたちの健やかな成長のため、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。」と回答させていただきました。

●猪原教育部理事

小中学校の様子を、何点かお伝えさせていただきます。

1 学期ですけれども、今学期も子どもたち誰一人の命を失うことなく、教育活動が出来ましたことをお伝えさせていただきたいと思います。学期末、暑い日が続いていたということで、例年になっていますが、暑さ対策ということで学校は対応しておりました。熱中症アラート発令時の対応、今年度も気温 35 度、WBGT 31 度で運動中止という対応を、市内すべての学校で対応をしてきたところです。また、夏休みに向けて、中学校は部活動がありますが、日傘、ネッククーラーなどの涼をとるアイテムも利用可としており、様々な暑さ対策をもって活動していると報告を受けております。

また、同時に暑さ対策だけでなく、毎日の健康観察にも重きを置き、栄養の確実な摂取を目指し、朝食の喫食への指導や睡眠への指導を、各学校は「ほけんだより」などを通して保護者に対しても啓発したところでございます。

また、給食に関しては、今学期も大きな事故もなく、各学校は衛生管理を徹底しました。また、各校に勤務されているランチスタッフさんも暑い中、しっかりと子どもたちの安全安心のために力を発揮してくださいました。物理的にできるところは、進めていきたいと思っております。

また、夏季休業日ですが、働き方改革によって先生方の勤務、夏季休暇長くなりましたが、フレックス制が導入されています。それぞれの各学校で、それぞれの先生方のライフスタイルに合わせて、進めている年になっています。

また、不祥事防止の取組についてですが、交通事故、わいせつ行為、特に盗撮に関しては、機会あるごとに常にお話しています。1 学期中に県の管理担当の方が各学校に来て、管理体制を支援していくということで回っています。それぞれの学校で意識して、対応していただいているのを確認することができました。

また、北区の火災に関しても、県から指示がありましたが、再点検の実施など先生方にも注意喚起し安心してはおりますが、それをどれだけ続けていけるか、それが不祥事の防止になると考えております。教育長からもそれぞれの校長先生方にご指導していただいたところです。

また、校長連絡協議会での指導で、管理面について、もっと意識を高くもって管理職には取り組んでもらいたい旨を伝えたところです。

最後に、夏休みの入り、小学校では林間学校に行っており、ほとんどの学校が日光であり、熊対応について注意喚起しました。既に実施した大曾根小ではバス内からではあるが、熊を目撃し、ハイキングを別の動きに変更したところですが、校長先生方からすれば、来年度は行先を考えなければならないかなと相談をされているところでした。

以上でございます。

●山内教育部副部長

「(仮称) 八條北小学校・八條小学校統合準備委員会」について、ご説明いたします。

「設置の目的」でございますが、このたび策定いたしました「八潮市学校適正配置指針・計画（改定版）」及び「北部地区個別計画」において、令和10年4月に八條北小学校を八條小学校へ統合する方針が定められました。

この統合を円滑に進めるため、学校や保護者、地域の皆様などと必要な事項について協議・調整を行う組織として、「(仮称) 八條北小学校・八條小学校統合準備委員会」の設置を検討しているところでございます。

次に、委員の構成及び委員会の位置付けについてでございます。

まず、委員の構成につきましては、「PTA又は保護者で構成される団体の代表者」として、八條小、八條北小、八條中から各1名、「学校長」として北部3校の校長先生、そして、「教育委員会事務局職員」から「教育総務課長」「小中一貫教育課長及び主幹」の3名で、合計9名で構成することを検討しているところでございます。

「委員会の位置付け」でございますが、この統合準備委員会は、地方自治法に規定する附属機関ではなく、関係者間の意見交換や情報共有、連絡調整を行うための協議組織として設置するものでございます。このため、委員の皆様への報酬

や謝礼金の支出は予定しておりません。なお、北部地区の町会自治会に対しましては、学校運営協議会にも町会自治会の関係者が含まれておりますので、基本的には、学校運営協議会におきまして、統合準備委員会での協議内容を報告するとともに、ご意見をいただきたいと考えております。

最終的な方針の決定につきましては、教育委員会の会議におきまして行ってまいりたいと考えております。

次に所掌事務の例示となります。

こちらでお示ししておりますのは、あくまでも現時点で想定している協議事項の例でございます。「学校名・校章・校歌」「学校行事」「PTA組織」「通学手段（スクールバスを含む）」「児童同士の交流活動」「児童の心のケア」などについて、協議していただくことを想定しております。

最後に、今後のスケジュール（予定）でございます。8月18日に開催予定の次回教育委員会定例会において、統合準備委員会の設置についてご審議いただき、ご承認いただけましたら、その後、第1回の統合準備委員会を開催したいと考えております。また、これと並行して、通学区域審議会において、八條北小学校の通学区域を八條小学校の通学区域へ変更するための審議を進めてまいります。最終的には、令和9年3月以降の市議会定例会において、学校設置条例の改正について議決をいただくことで、学校統合が正式に決定する予定でございます。なお、条例改正を上程する時期につきましては、現時点では未定となっております。

以上でございます。

●松本教育総務課長

初めに、「八潮市立小中学校の水泳授業及び学校プール施設の在り方について」ご説明いたします。

近年、水泳授業を取り巻く環境は全国的に大きく変化しており、本市においても、プール設備の老朽化への対応、近年の夏季の気温上昇による熱中症リスクの高まり等から、従来どおりの教育活動の実施が困難となる場面も見られます。

また、本市においては、令和6年度より八幡小学校において試行的に水泳授業の業務委託を開始しており、これらの状況を踏まえ、本市におけるこれからの水泳授業の実施方法及び学校プール施設の在り方について、資料1のとおり具体的な方針を策定するものでございます。

続きまして、項目2「検討体制」でございますが、「水泳授業及び学校プール施設の在り方」の策定に際しては、学校教育審議会に諮問して意見を求め、最終的な答申を得ることとしております。

具体的な検討組織としましては、最後から2枚目のページの「資料2」にまとめておりますので後ほどご確認ください。

それでは、2ページ目からの「資料1」の「水泳授業及び学校プール施設の在り方」の内容の概要についてご説明いたします。

まず、2ページ目からが、第1章学校プール施設と水泳授業の現状と課題となっております。

各校のプールの老朽化、維持管理コストの増大、水泳指導上の課題、水泳授業の現状、泳力の実態等について触れております。

具体的には、市内小中学校のプールは昭和40～50年代に建設されたものが大半であること、小学校・中学校とも、気温上昇等による授業の中止が発生していること等を記載しております。

次に、16ページ目からが、第2章学校外のプール施設の活用となっております。

学校外のプールの状況、民間プール事業者の受託可能性、八幡小学校における水泳指導の民間委託の実施概要、民間委託の実施に関するアンケートの回答内容、民間委託の成果と課題等について触れております。

具体的には、市内及び近隣自治体に所在する民間のプールの6施設すべてが、八潮市の水泳授業の受け入れを基本的に可と回答していること、八幡小学校おける事業成果として、児童、保護者、教職員の9割以上が、アンケートの回答において委託による水泳指導の継続を希望していること等を記載しております。

次に、38ページ目からが、第3章他自治体での取り組みとなっております。全国の自治体での取り組みの状況、埼玉県内自治体における状況等について触れております。

具体的には、全国の自治体における取り組みとして、公共及び民間プールの活用、新たな学校の温水プールの設置、中学校の水泳実技の廃止といった事例や、埼玉県内においても、すでに37%の自治体が水泳やプール施設に関する方針を策定中又は策定済みであること、19%の自治体が中学校の水泳授業を廃止していること等をご紹介します。

それでは、最後に、資料の最終ページの「資料3」をご覧ください。

今後の「検討スケジュール」となっております。

この後、8月から10月下旬にかけて方針案の見直しを行いながら、10月には第2回目の学校教育審議会を開催し、11月から12月にかけてパブリックコメントの募集を行いたいと考えております。

パブリックコメントの募集後、12月から年明け1月にかけてパブリックコメントの集計及び結果の報告、方針案への反映の検討を行うとともに、2月中には最終案をとりまとめて、学校教育審議会からの答申をいただく見込みとしております。

水泳授業及び学校プール施設の在り方につきましては、以上でございます。

続きまして、「潮止中学校内の国有地の取得について」ご説明いたします。

本件につきましては、8月6日に開催予定の公共用地取得等会議へ付議する予定であることから、事前に教育委員会へご報告するものでございます。

まず、取得の対象となる用地でございますが、潮止中学校内にある国有地で、所在地は八潮市大字古新田字仕込527番3、地積は327.06㎡でございます。

す。今回取得する土地は、もともと潮止中学校の校庭を南北に通る水路であった土地ですが、土地区画整理事業により、現在は校庭南側の土地へ仮換地されております。このため、実際に取得する土地は、現在校庭として利用している仮換地先の土地となります。なお、327.06㎡は従前地の地積でございます。

現在の仮換地先には、敷地境界フェンス、防球ネット及び投光器設備が設置されており、校庭として使用しております。なお、現在は国（財務省）と借地契約を締結しておりますが、土地の取得に伴い、この借地契約は解除する予定でございます。取得に要する費用につきましては、令和8年度当初予算に564万3千円を計上しております。なお、取得対象となる従前地の地積は327.06㎡、仮換地先の地積は247㎡となっており、土地区画整理事業に伴い減歩されております。地権者は財務省でございます。

最後に、今後のスケジュールでございますが、本日の教育委員会へのご報告後、8月6日に公共用地取得等会議へ付議し、その後、8月から10月にかけて土地売買契約の締結、用地取得及び所有権移転登記を行う予定でございます。

以上でございます。

●倉林教育部副部長兼社会教育課長

「青少年育成八潮市民講演会」についてご説明いたします。

この講演会は、毎年「青少年育成八潮市民会議」と協働で開催しているもので、今年度は9月26日（土）午後1時から、八潮メセナ集会室において開催いたします。

講師には、「さんねんないきもの事典」の作者である丸山貴史さんをお迎えし、「さんねんで、わけありな、いきもののふしぎ ～かぞく・なかま・たすけあいのたいせつさ～」をテーマにご講演いただきます。

また、7月11日に開催した親子名作映画会では「さんねんないきもの事典」を上映しており、その関連企画として、より多くの皆様にご来場いただきたいと思います。

以上でございます。

●山口小中一貫教育課長

私からの報告・連絡事項は2点ございます。

はじめに、6月・7月の事件・事故報告について、ご説明いたします。6月・7月の事件・事故の報告は、合計18件ございました。内訳といたしましては、火遊び疑い4件、いじめ2件、負傷救急搬送2件、疾病救急搬送2件、交通事故救急搬送1件、負傷1件、一時保護1件、窃盗1件、虐待疑い1件、迷惑行為1件、不審者情報1件、生徒間トラブル1件 でございます。

また、先日の校長会では、夏の交通安全運動期間中における交通安全指導の徹底をお願いするとともに、熱中症や頭部の負傷など緊急を要する場合には、ためらわず救急車を要請するよう改めて周知いたしました。あわせて、公共施設の利用や公園での遊び方などについて、児童生徒の公共マナーや規範意識の醸成に向けた指導をお願いしたところでございます。

以上でございます。

●坪田小中一貫教育課主幹

2点、ご報告いたします。

初めに「八潮市立小中学校管理規則の一部を改正する規則（案）について」です。

概要につきましては、前回お示しした内容と同様となっておりますので、今回は改正箇所を中心にご説明いたします。まず、第2条でございます。学期の区分につきましては、1学期を7月31日まで、2学期を8月1日からとする内容でございます。2学期の開始を8月1日とすることに違和感を持たれるかもしれませんが、8月中は夏季休業期間であるため、実際の始業式は9月1日に行うこととなります。

今回このような改正とした理由でございますが、今後、始業式の日程を変更する場合でも、その都度規則改正を行うことなく、状況に応じて柔軟に対応できるようにするためでございます。例えば、始業식을8月25日からとした場合でも、2学期を8月1日からとしておくことで、8月中のいずれの日を始業式としても規則の範囲内で対応することが可能となります。

次に、第3条でございます。長期休業日につきましても、各休業期間の末尾に「教育委員会が定める日まで」と規定することで、規則改正を行うことなく、状況に応じて休業期間や始業式の日程を柔軟に変更できるようにするものでございます。

今回の改正は、夏季休業期間の延長に加え、今後の状況変化にも柔軟に対応できる仕組みを整えることを目的としております。今後は、この規則案についてブリックコメントを実施してまいります。

続きまして、「花桃小学校就学手続きの経過報告について」ご説明いたします。

こちらは、7月21日午前10時時点の状況でございます。

現在、花桃小学校への就学手続きを終えた児童は412名となっており、残る対象者は19名となっております。当初は全学年3学級を想定しておりましたが、現時点では1年生と6年生は2学級となる見込みです。特に6年生につきましては、現在の大曾根小学校や大瀬小学校で卒業したいとの理由から、31名が現在の学校に残ることを選択されました。また、事前に通学区域審議会において「6年生は現在の学校に在籍できる」ことを決定していたことや、花桃小学校の魅力を動画なども活用して発信したことから、指定校変更に関する保護者からの苦情はなく、手続きは円滑に進めることができました。なお、6年生以外で現在の学校への在籍継続を希望された方につきましては、兄弟姉妹の在籍や、診断書の提出を伴う身体的な理由によるものがほとんどでございました。

今後は、11月末に市内全学区を対象とした第2次募集を実施する予定ですが、大曾根小学校区及び大瀬小学校区から花桃小学校への指定校変更希望者が

8名であったことから、第2次募集での希望者はそれほど多くないものと見込んでおります。

引き続き、令和9年度の開校に向け、計画どおり準備を進めてまいります。

[教育長諸報告及び部課長報告・連絡事項の一括質疑]

○木下委員

水泳授業について、児童生徒の泳力低下が懸念される中、学校によって水泳授業を実施している学校と中止している学校がありますが、その違いは何でしょうか。

●山口小中一貫教育課長

学校ごとに時間割の編成が異なることから、水泳授業の実施回数を一律に定めているものではなく、各学校が教育課程の中で実施回数を決定しております。そのため、学校ごとに実施回数に差が生じております。

また、近年は猛暑等の影響により、授業を中止せざるを得ない日が増えていることから、いずれの学校においても、以前と比較して水泳授業の実施回数は減少している状況でございます。

○木下委員

中学校において水泳授業を実施しなくなったことについて、教職員や生徒に戸惑いや支障は生じていないのでしょうか。また、児童生徒の泳力維持の観点から、水泳授業の必要性について、学校現場ではどのような意見があるのでしょうか。

●山口小中一貫教育課長

中学校では、小学校と比較して、男女を問わず水泳授業の見学者が多いという認識を持っております。

一方で、水泳学習は、命を守るために必要な技能を身に付けるという観点から重要であり、本市といたしましては、小学校における水泳実技の指導は必要であ

ると考えております。しかしながら、学校プールの老朽化や、教員による施設管理・水泳指導の負担などを踏まえると、学校プールの在り方や指導方法については、今後見直しを検討していく必要があると考えております。

また、中学校につきましては、他自治体において水泳実技に代えて座学による指導を取り入れる事例が増えていることや、授業への参加状況なども踏まえますと、現時点では、座学による指導を取り入れることも一つの方法であると考えております。

○加藤教育長職務代理者

火遊びに起因する事件・事故が多く発生しておりますが、具体的にはどのような事例が多いのでしょうか。

●山口小中一貫教育課長

事例といたしましては、葉や紙くずなどに火を付けて遊んでいるケースが多く見受けられます。

また、公園などでは、ティッシュが焦げた跡やポスターを燃やした形跡が確認され、地域の方から学校へ指導を求める連絡をいただくこともございます。特に夏季は、火遊びが疑われる事案が増加する傾向にあると認識しております。

さらに、校内においては、喫煙やライターの使用が確認された事案や、実際に火を付けた事実は確認されていないものの、ライターの落とし物が発見される事案も報告されており、重大な問題であると認識しております。

○木下委員

夏季休業中の児童・生徒の状況把握について、以前は、サマースクールの実施や登校の機会があり、教職員が子どもたちの様子を確認することができたと思いますが、現在はそのような機会が減少している中で、担任の先生等がどのように児童・生徒の状況を把握し、長期休業中の生活を支援しているのでしょうか。

また、生活リズムの乱れや睡眠不足、SNS の利用等について、以前は把握できていた状況が見えにくくなっていることから、今後どのように対応していくのでしょうか。

●山口小中一貫教育課長

以前と比較して、夏季休業中の活動機会が減少したことにより、教職員が児童・生徒の様子を把握する機会が減っています。その対応として、小学校では1学期末（6月下旬から7月頃）に個人面談を実施し、中学校では夏季休業中に三者面談を実施することで、夏休みの過ごし方について学校から保護者及び児童・生徒へ指導・助言を行っています。

また、不登校傾向の児童・生徒や、食事・睡眠等の生活面で不安がある家庭については、夏季休業中や休業明け前に学校から連絡を取るよう、教育委員会から学校へ依頼しています。一方で、活動機会の減少に伴い、教職員が児童・生徒の状況を把握する機会が限られることも課題であるため、今後も対応について検討していきたいと思います。

○橋本委員

火遊び事案が発生した際の、その後の指導や対応について伺います。教職員や教育委員会内での情報共有に加え、全校集会等において児童・生徒へ事案の発生を周知し、注意喚起を行っているのでしょうか。

また、同様の事案を繰り返さないため、発生後の指導や児童・生徒への心のケアなど、学校としてどのような対応を行っているのでしょうか。再発防止に向けた教育や指導の在り方について教えてください。

●山口小中一貫教育課長

今回報告した事案につきましては、学年集会や全校集会等において、注意喚起及び指導を実施しております。事案の関係者が特定されている場合には、保護者にも来校いただき、状況を確認した上で指導を行っております。また、喫煙事案につきましても、同様の対応を行っております。また、火遊び事案につきましては、いじめや暴力行為等と同様に重大な事案として捉え、内容に応じて警察や消防などの関係機関と連携した指導を実施しております。関係者が特定できていない事案につきましても、学年集会や全校集会を通じて全体への注意喚起や指導を徹底しております。

一方で、指導後も同様の事案が発生している状況を踏まえ、再発防止に向けて、児童・生徒の危機意識や規範意識の醸成を図るとともに、学校全体により一層指導を徹底していく必要があるものと認識しております。

○高橋委員

花桃小学校の就学手続きについて、未手続き者の状況及び手続き期間について教えていただけますか。

●坪田小中一貫教育課主幹

花桃小学校の就学手続きにつきましては、資料では未手続き者が19名となっておりますが、実際の手続期間は先週金曜日に終了しております。期間終了前には、大瀬小学校及び大曾根小学校から保護者の皆様へメール配信を行い、改めて手続きの周知を図りましたが、現在も未手続きの方がいらっしゃいます。未手続き者の中には、花桃小学校への就学を希望しているものの、児童本人の意思確認を含め、家庭内で検討しているため、手続きを待つてほしいとのご相談をいただいているケースもございます。

一方で、連絡のないまま手続きが行われていない家庭もございますので、各家庭へ改めて通知を送付し、手続きを促す対応を進めております。引き続き、対象となる全ての方に手続きを完了していただけるよう、丁寧に対応してまいります。

[教育長が定例会閉会の宣言をする]

会議終了。